

**新型コロナウイルス感染症対応資金に係る
利子補給振込通知書の作成・発送業務委託仕様書
(令和3年5月 第2回支払分)**

1 概要

新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子補給振込通知書の作成・発送業務とは、新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利子補給振込通知書（以下、「通知書」という。）を作成し、発送するものである。

なお、「新型コロナウイルス感染症対応資金」とは、新型コロナウイルス感染症による売上減少の影響を受けた県内の中小企業者に対し、必要な事業資金を円滑に供給するため、広島県が国，市町，広島県信用保証協会及び金融機関と連携して実施する融資制度である。

2 通知書の件数（予定）

32,000件

3 委託業務の内容

(1) 通知書のデザイン及び作成

ア) 通知書は二つ折り（V折り）あるいは三つ折（Z折り）の圧着はがきを使用することとし、別紙「通知書案」に基づき、詳細なデザインを県と協議し決定する。

イ) 通知書には概ね次の内容データを差し込むこととする。

宛先面：郵便番号，住所，事業者名，整理番号

中面左：通知日，事業者名

中面右：事業者名，融資金金融機関名，融資実行日，利子振込予定日

補給（振込）金額，振込金融機関名，支店名，預金種別，振込口座番号

通帳記載の振込元名称，整理番号

ウ) デザインの校正を2回以上行うこと。

エ) ア) でデザインした圧着はがきを作成する。

(2) 通知書印刷

ア) (1) でデザインした通知書に内容データ（excel形式で提供予定）を差し込み印刷する。

イ) 内容データは，県で準備が整い次第，一括で提供する。

ウ) 通知印刷後，内容データごとに，500件に1件程度（1件目及び最終件含む）を抽出し，内容データと通知書の内容が整合しているかどうかチェックし，別記様式1「通知書照合チェックリスト」に必要事項を記載すること。不一致等が発生した場合は，県に報告し，必要な対応を行うこと。その上で圧着作業を行う。

エ) 通知書は，圧着後発送まで，差し替え等に対応するため，整理番号等により管理・保管しておくこと。

なお、印刷した通知書は、個人情報保護に配慮した施設が可能な場所に保管すること。

オ) 通知書の差し替えや追加等が発生した場合は、迅速に対応できる体制を整えておくこと。

カ) 作成した通知書の PDF データを作成し、県に納品すること。PDF データは整理番号で検索できるようにすること。

(3) 通知書発送

ア) (2) で作成した通知書を次のとおり発送する。

5月10日 (17日振込分)

イ) 発送は普通郵便とし、発送料金も経費に含む。

ウ) 発送件数及び郵便料金を確認するため、郵便局の領収書等を提出すること。

4 作業日程等 (予定)

月日	作業
4月7日(水)	業務体制立上げ, 通知書デザイン開始 内容データ送付テスト等開始
4月30日(金)	内容データ提供
5月10日(月)	通知書発送(振込日5月17日)

5 報告書

(1) 業務完了後、速やかに別記様式2「委託業務実施報告書」(以下、「報告書」という。)により報告すること。

(2) 報告書には次の資料等を添付すること。

- ① 3(2)ウ) 別記様式1「通知書照合チェックリスト」
- ② 3(2)カ) 通知書 PDF データ
- ③ 3(3)ウ) 郵便局の領収書(写し可)等

(3) (2) の PDF データの提出方法については県と協議すること。

6 その他

(1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。

また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。

(3) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。

(4) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。

(5) この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、大小にかかわらず県に報告し、

指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) (1) ~ (5) の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受託者に損害補償させる場合がある。

(7) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。